
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第4号)

平成23年6月23日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 4 議案第 3号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 4号 平成23年度柴田町一般会計補正予算
- 第 6 議案第 5号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第 6号 平成23年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において10番森 淑子さん、11番大坂三男君を指名いたします。

お諮りいたします。日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人事案件でありますので全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了次第再開いたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時36分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（我妻弘国君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の渡邊みち子氏が平成23年9月30日をもって任期満了となります。渡邊委員は、この3年間にわたりまして、これまでの教育経験で得られた知見を持って町民の人権を守る立場に一生懸命尽力をなされましたので、引き続き渡邊みち子氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、東日本

大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令が平成23年5月2日に公布、施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する施行令の特例措置が講じられたことから条例の一部改正を行い、平成23年5月10日付で専決処分したものであります。

条例改正の内容は、貸付利率の軽減、償還期間の延長、償還免除条件の追加等を行うものであります。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書15ページをお開きください。

専決処分書です。5月10日付をもって専決処分を行っております。

町長が申し上げた提案理由のとおり、国が特別法を制定することにより、被災者に対して特別の援助を定めた東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等により特例措置が講じられたために、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。法律の施行日が平成23年5月2日であり、被災者生活支援の速やかな手続を行うために地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

続いて、17ページをお開き願います。

それでは、条例の説明をいたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柴田町条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に、施行期日等に1項を付記し、2項以降、災害援護資金貸し付けの特例を加えるものであります。

2項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、括弧内省略いたします、第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けたもので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施

行等に関する政令第14条第1項に定める者、被災を受けたという証明を受けた者に対する災害援護資金の貸し付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中、10年とあるのは13年、これは償還期間の延長であります。3年とあるのは6年、これは据え置き期間の延長であります。5年とあるのは8年、これは世帯主死亡、住宅の全壊、生保世帯等に該当する場合の据え置き期間の延長であります。第14条中、年3%を年1.5%（保証人を立てる場合にあっては無利子）とする。これは、利子の軽減措置であります。

3項、前項の災害援護資金の貸し付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず平成23年特別法第103条第1項の規定により、読みかえられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。これは、償還免除条件の追加と連帯保証人がいなくても支給対象になるということでございます。条件の追加であります。支払期日から10年を経過した後においても、なお無資力またその償還金を支払う見込みがない場合も免除条件に該当するということでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は平成23年3月11日から適用すると。3月11日、適用月日は大震災の発生日であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第4 議案第3号 柴田町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第3号柴田町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、東日本大震災に係る税制上の特例について規定するため町税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、東日本大震災により住宅や家財等に生じた欠損についての雑損控除の特例、適用住宅が滅失した場合の住宅借入金等の特別税額控除の特例、住宅が滅失・損壊した場合の住宅用地の特例などを追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） それでは、柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、本条例改正は、地方税法等の関係法令の一部改正が行われ、平成23年4月27日に公布、同日付で施行されたことに伴い、今回町税条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

この改正内容は、今般の東日本大震災による被害が甚大であることにかんがみ、被災されました納税者の皆様の実態などに照らし、現行の税制をそのまま適用することが適正ではないと考えられることから、緊急の措置として税制上の特例を本法附則に追加し、改正するという規定であります。

それでは、議案書19ページをお開きください。

議案第3号柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

先ほども申し上げましたが、本法附則に新たに条文を追加するという改正になりますので、改正後の左の欄のみの説明となります。

主な改正内容につきまして御説明をいたします。

附則第26条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。今回の東日本大震災に伴い発生いたしました損失金額につきまして、通常平成23年分の損失金額として適用を受

けるものを平成22年の損失金額として雑損控除の適用を受けることができるというものであります。ただし、この場合には、平成23年には損害が発生しなかったものとみなすものであります。この特例は、納税義務者本人が所有する資産だけでなく、生計を一にする配偶者や親族の所有する資産に被害を受けた場合にも適用されるものであります。

次に、附則の27条についてですが、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例であります。住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた納税義務者の住宅が東日本大震災により家屋が滅失・損壊した場合など、居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除の適用を受けられることになるという特例であります。

次に、附則の第28条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてであります。平成23年1月1日現在に住宅用地の特例を受けていた土地で、東日本大震災によって居住の用に供する家屋が滅失または損壊し、住宅用地として使用できなくなったと町長が認めた場合、平成24年度から平成33年度までの10年間、当該土地を住宅用地とみなして引き続き住宅用地の特例の適用を受けることができるというものであります。

なお、国の税金、国税に関しましては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が地方税法等の一部改正と同日の平成23年4月27日に公布、施行されており、国税と連携して対応するものとなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第27条に係る改正規定は平成24年1月1日から施行するというものであります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第3号、柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第4号平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、引き続き東日本大震災に関する事業費の増額補正、市街地整備総合交付金事業の確定に伴う事業費の組み替え、重点分野雇用創出事業に係る増額補正などが主な内容であり、その財源として国県支出金、町債、財政調整基金、諸収入などを充当いたします。

また、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の追加及び廃止をあわせて行うものでございます。

これによります補正額は2億2,476万8,000円となり、補正後の予算総額は127億1,733万4,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の25ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ2億2,476万8,000円を追加し、補正後総額を127億1,733万4,000円とするものです。歳入歳出個別説明の前に、債務負担行為補正、地方債補正がありますので説明いたします。

29ページ、債務負担行為補正です。

追加、変更いずれも槻木中学校校舎改築にかかわるものです。工事管理業務委託料として、24年度に1,989万5,000円を限度額設定します。変更は、仮校舎リース料にかかわっての限度額ですが、リース費用の増額補正です。資材費、単価等の価格変動により限度額の追加が避けられなくなりました。

30ページです。地方債の補正です。

これは、社会資本整備総合交付金事業にかかわる起債となります。事業に該当する地方債が制度で変更になったことから、廃止と追加を行うものです。土木施設整備事業債を廃止、下の段です。新たに市街地整備総合交付金事業債を追加します。あわせて内示による事業量に伴う限度額の補正を行います。

歳入について説明いたします。33ページです。

歳入歳出とも主要事項について説明いたします。

まず、33ページ、款15国庫支出金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金で2,375万円を計上します。船岡城址公園整備等にかかわる補助金となります。

款16県支出金、災害対策負担金は、震災にかかわる支弁費用となるもので、3,200万5,000円を計上します。このうち2,788万、明細見ていただきたいのですが、これは山元町磯地区の避難者受け入れを行っている太陽の村の宿泊費用となります。

下の段です。款16項2目6商工費県補助金、重点分野雇用創出事業にかかわる補助金です。6,317万6,000円を計上します。今回は、被災地からの雇用、または復興にかかわる事業等が採択の基準となっています。

34ページをお開きください。

款16項3目4教育費委託金です。金額は小さいんですが、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金43万円を計上しています。これは、県の事業採択がありまして今回計上いたします。歳出では、謝礼金などを予算で組み立てております。

下の段、款19繰入金、これは今回補正の財源、不足財源として財政調整基金を充てます。6,775万1,000円の取り崩しで、財政調整基金の名目残高は約2億5,000万円でございます。財源調整機能としての基金規模、これは町債等元利基金約1億円繰り入れますが、これは約3億5,000万というふうな残高となります。

35ページです。

款21諸収入で宮城県市町村振興協会市町村交付金2,500万を計上します。これは、宝くじを財源とする振興協会からの交付金となりますが、今回震災で規模が少し大きくなっております。今回の災害にかかわっての復旧、または防災等のさまざまな施策に充てることとなります。東日本大震災にかかる災害対策見舞金300万円は、これは県、全国の町村会からのものとなります。

款22町債、土木債です。この増減は、地方債補正でも説明いたしましたが、該当する地方債が変更になったために行うものです。

歳出について説明いたします。36ページです。

款1 議会費で724万1,000円を減額しております。これは、議員1名の辞職に伴う減額、それと今年度予定している議員研修を取りやめということになりましての措置となります。

款2 項1 総務管理費です。企画管理費の負担金で、阿武隈急行にかかわる補助金の増減を行っております。阿武隈急行が震災で不通状態となっておりますが、予定していた緊急保全整備事業費補助金は減額となりました。執行できなかったということです。ただ、新たに災害復旧のための補助金1,728万4,000円を計上しております。これは沿線自治体の協調補助というふうになります。

目3 情報政策費でメール配信システム使用料80万円を計上します。これは、振興協会市町村交付金2,500万円を財源とするもので、災害メールの運用を始めたいと思います。

37ページです。

まちづくり推進費の工事請負費101万1,000円の計上は、これは公園整備に係る指定寄附による歳出となります。

目5です。財政財産管理費、委託料で震災被災地復興支援事業委託料1,000万円を計上しています。これも県補助金を財源とする委託事業となりますが、被災地の物資支援を行う民間ボランティア団体があります。その団体への委託事業となります。公ではなかなか賄い切れないすき間の支援される側・支援する側のマッチングサービスを主体とする事業体への支援となります。ジェネレーターと記載している662万円の予算は、今回震災に備えて町が常備を考えている予備電源装置の購入費用となります。これも市町村振興協会の交付金を財源とします。交通防犯対策費で、常時点灯防犯灯修繕工事費として335万8,000円を計上します。これまでは後回しとなっていた修繕事業なんです、節電対策もありまして今回実施したいと思います。

下の段、款2 項2 徴税費。臨時職員賃金です。重点分野雇用創出事業にかかわる補助金を財源とする雇用施策となります。ほかの費目でも約五つの費目で同じような重点分野雇用創出事業を計上しています。これは、すべて県の商工費補助金を財源とする事業展開となります。

39ページ、お開きください。

上の段です。款3 項3 災害救助費、宿泊施設被災者受入負担金2,788万円を計上しています。太陽の村での被災者受け入れ、その支弁費用として計上するものです。埋葬等に係る給付事業312万円は、新たに震災で亡くなった方々への制度補助、埋葬費の制度補助が始まりま

した。計上いたします。

下の段、款6林道費1,000万円の委託料、次のページの款7商工費の合計で委託料2,100万、これは先ほどお話ししましたが、重点分野雇用創出事業として計画いたします。県の商工費補助金を財源とします。

41ページになります。

下の段、款8項4目5公園緑地費の補正は、社会資本整備総合交付金事業の内示による所要の補正となります。財源内容をごらんいただきたいんですが、国県支出金が2,375万円、地方債で600万円、一般財源として675万円を措置いたします。

42ページです。

中段、中ほどになります。款9消防費、この補正は宮城県市町村振興協会市町村交付金を財源とする備品購入の補正となります。災害にかかわる備品購入となります。備品購入費合計では1,658万円を計上します。

42ページから43ページにかけて、款10項1目2教育管理費です。4,710万4,000円の補正は、主に槻木中学校改築事業の事業展開によるものです。

44ページ、ごらんください。

上の段になります。目1中学校管理費、追加補正を行っております。これは、船岡中学校でガラスの破壊の被害が続いており、その緊急措置として防犯カメラの設置を計画いたします。

中段、款11災害復旧費は災害復旧工事の設計委託料として追加補正を行います。1,320万円を計上いたします。

以上が詳細説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 1点目は、37ページの款2総務費1税務総務費で、重点分野雇用創出事業臨時職員の人件費が計上されているんですが、直接これの話ではないんですが、実は二、三日前から駐車場がいっぱいになるぐらい例の高速道路を無料にする証明書の交付事業が始まって相当な混雑が見られるんですが、受付が税務課と聞いていまして、税務課の通常業務に支障が出るぐらい来ているんじゃないかと思うんですが、その辺の実態を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。もし、通常の業務、例えば今月の月末は町県民税の第1期の納入期限が来ますし、納税相談がふえる時期でもあると思うんです。そういう通常の業

務をやりながら突発的な申請業務を受けようとなると相当な仕事量になってしまってパンクしかねないので、その辺のことについて実態とどう考えているかを伺いたと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点だけでいいですか。（「まず」の声あり）答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

先日の一般質問で大坂議員の方にもお答えしておりましたが、6月8日に国土交通省から高速道路の無料化の報道がありまして、それ以降すぐに対応させていただきまして、先週1週間で126件だったものが、6月20日に329件、6月21日に699件、きのうからは槻木事務所の方でも対応いたしまして、本所の方で865件、槻木事務所で187件、きのうは合わせますと1,052件。税務課の方で受けました合計の件数が2,019件、槻木の方が187件で合わせまして2,206件になっております。今週の月曜日からピークを迎えているわけなんですけれども、6月15日に町民税の普通徴収の納付書が発送されました。皆様のお手元にも届いているかと思えますけれども、それでそれと同時に6月15日というのは年金支給日でもあったんで、そうしますと皆さん滞納されている方だけでなく通常の固定資産税とかいろいろなものをお支払いに来ていただいたということで、6月20日に言いました329件、ちょっとまだ臨時職員を採用していませんでしたので、一人当たり20件ぐらいの高速道路の受付をしながら、もうその日はほとんど職員が立ちっ放しの状態で、私たちは二人ここにおりましたので17人でその329件に対応させていただいたということになるかと思えます。翌日の6月21日から臨時職員4名配置いたしましてすぐに対応したんですけれども、それで職員は各班から一人ずつ出て午前中と午後と分けまして、なるべく職員には負担がかからないような対応をさせていただいています。それで、やはり数多くなってきたものですから、きょうからまた一人ふやしまして、本所の方で5人、それから槻木事務所の方にも一人配置しまして、計6人の臨時職員で対応してまして、それにあわせて職員の方を3名から5名ぐらい常時、常について指導しながらというか、罹災・被災の説明とか、それから書き方の説明等を含めまして対応しているところであります。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今、臨時職員を手当てして配置されているということで、それで足りていればいいんですが、足りているか足りていないか、通常の業務に例えば支障を来すような状態がまだ続いているかどうかもう一回伺いたいたんですけれども、それと同時に、震災

を経てこの臨時雇用の職員の皆さんの雇用形態というのを少し考えているんですけども、例えば震災後も突発的に申請が必要な事業が出てきて、通常業務以外の仕事が突然どんとふえるときというのがあるんですよ。そういった場合に、例えばピークを過ぎてから臨時職員を配置するなんていうことも含めて手当てがおくれるような感じも見受けられるんですが、そういった場合に例えば臨時職員の雇用の形態を考えていただいて、例えばスポーツの世界にユーティリティープレーヤーという言葉があるんですが、例えば総務課付で雇用して、突発的に仕事がふえたところに派遣をするような形で臨時職員を雇い入れるなんていう、そういう考え方はできないでしょうか。以上、2点伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 最初のことは税務課長、その次は総務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

支障があるかということだと思っておりますが、現在さらに被災・罹災の「住宅が損壊しました、見てください」という方の申請は大体1日平均30から40前後は、そのほかにもまだ来ています。先週の16、17日ですね、木曜・金曜に集中調査しまして約150件ぐらいは見ているんですけども、なかなか追いつかないという状態です。その集中調査も各課のご協力をいただいて、職員も各課から一人ないし二人ずつ出していただいて、7班なり8班の体制をとって調査していただいております。ほかの課のご協力もいただいております。なるべく本来の業務に支障がないようにしているところではありますけれども、これから補正予算にもあります臨時職員をまた採用して、勤務体制に過重にならないように、支障を来さないように頑張っていきたいなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 次に総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 前もって臨時職員を配置しておくということでございますが、突発的自体を予想して、あらかじめ総務課なりで臨時雇用という状態は難しい状況でございます。そうした場合には、必要が生じた際にはその事業をとらえまして予備費的な措置でもって速やかに対応するという措置を講じたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問。広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 税務課の件については、まあ実際の現場を見に行くなんていうのは当然専門知識を持っている人が必要ですし、例えば実際の納税相談なんかでも当然税の知識だけじゃなくさまざまな知識が必要で専門知識が必要ですから、正規の職員だけでは対応できないものだと思うんです。ですから、その点で例えば今回の高速道路の申請事務のように専門知識がなくても対応できるようなものについては、積極的に臨時職員に入っていただくと

というようなことをこれからも活用しながら、通常の業務、ただでさえやっぱり役場の職員の数が減っていることは、あちらこちらで影響が私には出ていると思いますので、そこを現状でふやすふやさないの話は別として、正規職員をですね、とりあえず必要な仕事を、例えば町民にストレスを感じないような形でサービス提供すると同時に、職員が過重な労働にならないようにということをぜひ配慮して臨時職員の配置を考えていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど言った総務課付で云々の話なんです、例えば今この補正予算なんかを見ても各課ごとに予算を計上して、各課ごとの事業に対しての臨時職員として計上してあるんですが、例えば通常は、今だったら税務課の臨時職員として働いている形を総務課から派遣するような形にしておいて、人件費の計上は総務課に置いておくというような形で、そして例えばそういう状況の中でも仕事の高というのは絶えず変動していると思うんです。そういうときに仕事が突発的にふえたところに重点配備をするというような考え方というのは、法的な拘束があるかどうかというのはちょっと詳しくはないんですが、考えることはできないのか。もし可能であれば検討するに値するんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 臨時雇用ということではございますが、いわゆる事業があつて、仕事があつて、それに対してその人員の配置をするということではございますから、あらかじめ何らか予測される前提をもとに人員の配置というのは前もっては難しいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 要するに、突発的な事業に備えるというよりは、現実には仕事があつて臨時職員を雇わなくてはならないという職員を総務課付で雇う形で、派遣する形で雇っておいて、例えば予定された事業で少し余裕ができたという場合にほかで忙しい仕事に回すというような、何とか柔軟な対応といえはそのとおりなんですけれども、そういう対応ができないのかということなんです。あらかじめここに事業がふえるんじゃないかと予想する云々の話ではないんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の事業は、たまたま国の方で震災ということで、実は民間の方々の雇用というのが大前提にありました。そのときには震災を受けて仕事がない人を優先しな

さいということだったんですが、なかなかそういう方が見つからないということだったので、次々に目的が広がってきまして、それでは今度柴田町の復興に対して人がいる場合にはいいですよ。今度は、じゃあそこまでもなかなか人が見つからないので、今度は復興のために職員が大変なときにはそのお金を使っていいですよ。ただ、国に対しては何人雇用したかというのを分野ごとに出さなきゃならないので、本来はアバウトにというか目的が一つに、何というんですか、大枠を決めておいてそこから派遣するんじゃないくて、一つ一つ事業ごとに雇用を何人というふうにして国に出して認められて初めて採用できるという、今回の事業はそうなんです。ですから、観光という分野に該当する場合には何人というふうに決まっているものですから、総務課付で各課に配置するということは今回の補助金ではできないという趣旨なものですから、普通の町のお金でもし仕事がふえたときに、町単独でやるという場合には総務課付で自由に派遣するということは可能だと。今回の補助金はそういうふうに目的が決まっているものですから、余ったからといってそっちの方に自由にできないということも御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 何点か伺います。（「ページ数をちょっと教えてください」の声あり）財政課長からの説明もありましたんですが、ちょっと聞き漏らしがあつて説明があつた部分もお聞きすることもあるかもわかりませんが、ご承知ください。

ページでいいますと、地方債補正、30ページなんですけど、この追加・廃止とありまして、まず廃止の方で土木施設整備事業費が廃止になったと。そのかわりといいますか、その代替として追加の方で市街地整備総合交付金事業費、こういう限度額でとなってますが、ここに差が600万ぐらい生じているということの説明と、この土木施設整備事業費からこちらの方に変換になったということの理由ですね。単なるこういう事業が国として廃止になったからこうなったのか、逆にこういう市街地整備総合交付金のことによって町にとって何らかのメリットがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。ここら辺の意味合いをちょっとご説明願いたいと思います。

それから、今の広沢さんのにも関連するんですが、歳入部分、33ページです。款16の県支出金の目の6商工費県補助金の重点分野雇用創出事業補助金6,300万円。これがどういうふうな歳出に配分されるのか見てみますと、賃金、今言ったように部門別の賃金なんかを拾っていくとかなり金額の差があるので、この言葉からいいますと雇用関係に充当するお金のよう感じるんですけども、この賃金以外にどのような形でこの予算書の中で配分されるの

かお伺いしたいと思います。

それから、36ページなんですけど、ずっと下の方に情報政策費の中でメール配信システム使用料ということになっています。これは、災害発生時に対応してのメール配信を何とかするのかどうかということ。内容がちょっとよくわからなかったのでお尋ねしたいと思います。

それから、次、37ページの真ん中あたりなんですけど、財政財産管理費の中で第15区会コミュニティ補助というのが130万ありますが、これちょっとご説明をお願いしたいなと思います。

それから、39ページ、林道費、一番下、委託料です。これの財源というか、どういうお金を使用するのか。どういう整備が図られるのかをお伺いしたいなというふうに思います。

それから、42ページの一番下と43ページの両方にあるんですけども、外国青年語学指導相談員二人、これマイナスされていて、43ページの委託料の方で何か似たような英語指導助手派遣業務委託料ということで同額計上されています。ですから、この委託料という費目が変わってこうなったのかどうか、報酬からこちらの方に移動したということ、理由をお伺いしたいと思います。

それから、43ページ、教育費、一番下です。備品購入費133万9,000円、これの内容をお尋ねします。

以上です。

○議長（我妻弘国君） それでは、1点目、財政課長。廃止になったその理由。

○財政課長（水戸敏見君） これは、制度上、土木施設整備事業債といういわゆる起債の名称がなくなりました。これは国の制度の整理によるものです。通常、この土木施設整備事業債に該当していたような事業については新たな市街地整備総合交付金事業債で受けるというふうな、国の起債名称の整理というふうにお考えいただきたいと思います。特に、これがかわったことによってメリット、デメリットについては特にありません。額がふえた分については、この名称がかわったことじゃなくて、もともと事業量が内示を受けまして、予定の金額より内示でもって事業量が確定したことによる増額になります。ですから、制度が変わったことにより増額ではなくて事業量そのものが今回変更になったということです。

○議長（我妻弘国君） 次、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 33ページの関係でございますが、まず重点分野雇用創出事業の概要をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

重点分野につきましては、22年度から成長分野というふうなことで6分野というふうなこ

とで介護医療等々を初めとして22年度から取り組みをさせていただいておりました。今般の東日本大震災によりまして国の方で23年の1次補正の中でその重点分野の中に震災対応事業ということが組み入れられました。それを受けて今回補正をお願いしているものでございます。従前と一番違うのは、22年度の場合の重点分野につきましては、委託をして、委託をした中から雇用を創出するというふうなことで、委託事業だけを認められておりました。今回の部分につきましては、委託事業の部分と町の方で直接雇用をさせていただいて、例えば先ほどもお話がありましたけれども、罹災証明書等々で職員が時間をとられると。それらを補うために臨時職員で対応するというふうなことで、直接雇用と委託事業を両方併用させていただいているというのが内容でございます。

それで、今回につきましては、災害救助法適用地域において職を失った求職者の方々を対象とすると。宮城県がすべてこの災害救助法の適用地域に入っておりますので、震災に関係しまして雇用は可能というふうなことでございます。

それで、予算の計上なんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、委託分野としまして4事業を見ています。それが13人というふうなことで、これは、内容は観光、それから林道関係、震災被災地復興支援というふうな形で各課で組み入れられてございます。

それから、直営事業で雇用する部分、これが5事業で19人になってございます。これは先ほど申し上げましたように、臨時職員を各課で補てんをしながら進めるというふうな内容でございまして、それらを合わせますと9事業の32人というふうな全体像になります。歳出につきましては、おのおの計上しているというふうな内容になってございます。

○議長（我妻弘国君） その次、36ページのまちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、メール配信システムの使用料80万についての詳細説明をしたいと思います。これは、もう既に携帯電話、パソコンで普及していますメールアドレスを登録していただいた方に行政情報というような形で防災情報、生活情報、子育て情報、各種検診の情報、こういうような行政からの情報を提供するというようなメール配信のサービスを構築するというような考えです。今、当然、小・中学校で行われているようなそういうようなメール配信もすべて統合するような形で運用を図っていききたいというふうな使用料として計上しているものです。

○議長（我妻弘国君） 次、15区会コミュニティーの。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） この15区会のコミュニティー補助というのは、実は15区の集会所の設備、机とか座卓とかそういうものになりますが、その補助に当たります。これずっと、

毎年というか、ほとんど採択されるんですが、歳入の方の35ページをごらんいただきたいんですが、35ページの雑入になります。財団法人自治総合センターコミュニティ助成金130万あります。こちらの方のいわゆる補助採択があれば、簡単にいいますと地域団体、地縁団体に対する補助ですので、町がトンネルをして補助をあげるというふうなものです。毎年申請はしているんですが、ほぼ大体1団体ぐらいずつはついているような状況です。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次は、林道等のやつは、農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 先ほど、商工観光課長が説明しましたように、重点分野雇用創出事業で林道等の保全事業ということで、予定ですけれども、仙南中央森林組合の方に委託しまして、なかなか単独ではできない林道等ののり面の草刈り、それから林道の道路の方に支障になっている木の枝払い、それから林道等の側溝清掃ということで、3人、7カ月間雇用するという予定で計上しております。

○議長（我妻弘国君） 次は42ページ、教育総務課長。ALT等、その次、一番下の……、同じですね。

○教育総務課長（小池洋一君） 42ページの外国青年語学教育指導相談員ですが、これにつきましてはALTということになります。委託料へ予算の組み替えを行っておりますが、ALTとして2名の方がこれまで直接雇用ということで勤務していただいておりますが、退職されるということで、今回テンプスタッフ・カメイの方から委託契約を行いまして、2名のALTを派遣していただくこととなります。その予算の組み替えになります。

それから、43ページの備品購入費なんですけれども、槻木小学校の楽器関係なんですけれども、震災で棚から落ちて壊れたということで、修繕できるものは修繕ということで修繕料も計上しておりますが、どうしても修繕できないものについては新たに楽器の購入を行うものでございます。133万9,000円の備品購入、槻木小学校の楽器代ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 重点分野の今回新たに加わった……、新たに加わったのは直接雇用ですからいいんですけれども、委託関係でさっき課長から説明ありました適用地域で職を失った人々ということの話があったんですけれども、具体的にいうとこれはちょっと聞いていた話は、太陽の村にいらしていた方が農家のお手伝いに行くとか、そういう話をちょっと聞いたんですけれども、そういうことも含まれているのかどうかですね。関係なしにここはもう被災地として激甚災害に指定されている、柴田はそうなので、だれでも直接本人が被災して

いなくても一応地域の方なのでこういう仕事につけるといいますか、そういうことなのか。今回、震災に関係した方でその仕事につけたかどうかということをお伺いしたいなというふうに思います。

それから、メール配信なんですけど、これからやるということで予算立てしているようなんですけども、どの程度の規模を考えておられるのか。今、学校なんかのメール配信サービス等も全部統合した形でやっていきたいということですけども、いろいろニュースなんかで聞くとかなり広範囲というか、利用価値のある形で運用している自治体もあるようですけども、できればいつごろからこれ運用開始できるようにしたいのか、どういう規模のどういう形のものを考えているのか。逆に言うと、こういうのはある程度もうでき上がったパッケージといいますか、ソフト、アプリがあって、そういうのを採用すればそんなに時間がかかったりいろいろ検討したりしないで手をかけないで簡単に採用できるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

A L Tについては、この委託料というのは今回の重点分野に関係あるのかどうかお尋ねします。

それから、槻木小学校の楽器ということで、前にもほかの議員からも多分あそこの楽器という話があったんですが、そのためにたしか基金を50万円でしたか、余り多くない基金なんですけども、基金を設置してそこから槻木小学校の楽器も含めて少しずつということがあったんですけども、今回はその基金は適用しないで、あくまでこの災害に伴ったということでこの133万9,000円を予算化したのかどうかの確認をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） お答えしたいと思います。

今回の対象者でございますけれども、あくまでも災害救助法の適用区域に所在する事業所で離職した方というのがまず第1点です。それから、2点目は災害救助法適用地域に居住している求職者というふうな者が対象になるということで、これは総じて考えますと、宮城県全体が災害救助法の適用地域に指定されているというふうなことになりますので、現実的に3月11日以降、被災されたというふうな地域であれば受け入れは可能というふうなことになります。

しかしながら、今、太陽の村というふうなお話ございましたけれども、なかなか仮に雇用した場合、例えば山元から通うような形になる可能性もあるというふうなことも考えられます。できればまず町内の被災されている方々、職を失っている方々が対象になるんですけ

れども、あとはそこでもうちょっと枠を広げるのであれば隣町というふうな形になるかと思ひます。それは募集をしながら、ハローワークの状況も見ながらということになるかと思ひますけれども、基本的にはその地域といひますか、災害の救助法の適用になっている地域の方であれば採用可能という通達が来てござひます。

○議長（我妻弘国君） 次、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、お答えしたいと思ひます。

まず、準備態勢についてなんですけど、7月にこのサービスについてはいろんな関係課でやはり配信したい情報があるかと思ひます。それで、関係各課から集まっていたひいて、どうひうような情報を発信できるかというひうな会議を7月中にまとめたいと思ひます。パッケージ的にもう準備をしておりました。それで、各課との調整がつけば、ある程度もう速やかに進められるんではないかというひうなところなんです。それで、登録についてはとりあえずまちづくり政策課を窓口にして、配信については各課での提供というひうな形になるのかなというひうなことで考えております。ですから、もう時間は置かず準備できれば速やかにやっひていきたいというひうに考えておりました。

○議長（我妻弘国君） 次、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） A L T関係なんですけど、退職に伴う予算の組み替えというひうことで、重点分野とは関係はしておりません。

それから、楽器購入関係なんですけども、基金分の50万円については楽器を買ひます。そのほかに壊れた分として133万9,000円の楽器の購入を行うと。プラスになるというひうことでござひます。よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） 次、12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、37ページ、財政財産管理費の中の委託料1,000万、震災被災地復興支援事業委託料、先ほど課長の説明では、何か行政でできない部分を民間にカバーしてもらひとか、それから支援物資を送る団体への支援とかという説明あったんですけども、もうちょっと詳しくご説明願ひたいと。この1,000万というひうのは、財源のところを見ると国県支出金が1,000万とあるんですけども、これが丸々委託料という形でなのか、そうすると例えは町内のボランティア団体の方などが、いろいろ支援したいんだけど、ちょっとお金がいりないと。それを例えはこうひうなひうに町を通じて県の補助などを受けて支援というひうのできるのかなと関心を持つんではないかなと思ひますので、ちょっと内容説明をお願ひしたいのと、場合によっては広報しばたなどにこうひうなやり方もあるんだとか、そうひう

ことを広報したらどうかと。ちょっと内容がわかりませんので、もうちょっとこれご説明願いたいと思います。

2点目は、39ページ、災害救助費、これは太陽の村に山元町から避難されている方の関係だと思いますが、あの方たちが地元の仮設住宅などに例えば移るとかの見込みがどうか。私も太陽の村、慰問というか行ったんですけれども、ちょっとその見込みがどうかをお聞きしたいのと、すぐ下に79万8,000円で応急住宅設置事業とあります。ちょっとこれどういう内容なのかお聞きしたいと思います。

それから、3点目は、40ページ、商工費の中で国県支出金、それぞれ1,050万ずつ、商工振興費、あと観光整備費、内訳は委託料で商店街活性化事業委託料、それから片方は観光地等整備事業委託料ですか、この内容、どういう内容なのかお聞きしたいと思います。

それから、4点目、ページ数でいくと41ページの下の方になりますけれども、公園緑地費ということで、館山というか城址公園、いろいろ整備するという経費が計上されているんですけれども、私お聞きしたいのは、あそこ何と言うんですか、憩いの広場でなかった、館山のちょっと下の方に前からよく緊急雇用なんかで臨時雇用して下に花を植えていたところありますよね。あそこ何と言うのかな。憩いの広場でなくて何の広場というんですか。ちょっと教えて。名前忘れちゃったけれども、この前見たら草刈りはされていたんです。ところが、逆に言うと昔植えた花とかは全然ないというんでしょうかね。課長だと何広場とすぐぴんと来ないですかね。館山で大きな案内版がありますよね、上がって行って。観光物産館の右向かいというのかな。広場といってもぴんとこないですか。ちょっと下の方にある、ちっちゃいんじゃないか。いや、私が言いたいのは……（「もう少し詳しく」の声あり）二の丸のあの縄文でなくてありますよね。そこをもっと観光物産館の方に上がる時に歩道あるでしょう、こう、右側に。あの歩道から下に見えるところ。湿地帯は湿地帯だけれども、何とか広場とか、たしか町は名称つけているはずですよ。あそこ、前、私が産業経済委員会か何かのときも言ったことがあるんです。臨時雇用で雇ってあそこを整備するというので、草を刈るとか、逆に花を植えるとか、何回かやっているはずなんですよね。私は一度、せっかくそうしながら、正直言って草が生えたりしていて、桜まつりのころとか観光客とか、一般町民もそうですけれども、だれも正直言って関心を持たないというか、見るというのがないというんでしょうか。この前、今月入る前、私たまたま行ったときに見たら草を刈っていたから、また何か植えるのかなと思って見たんですけども、考えてみたら昔植えたものが何も無い状況なんです。こういうふうには先ほどから雇用対策という意味で国が雇用のための補助金

を出して、町がそれをうまく利用して、船岡城址公園とか整備するのはいいんですけども、後の管理ができないというか、何回も同じことをやっているような気がするんです。今回、震災関係絡みでの臨時雇用だというんで例えばやって、また柴田町がそれを利用して城址公園を整備すると。今回は、道路改良とかバリアかもわかりませんが、せっかく国の補助金というか、私一般質問で言ったのは、国民の大事な税金を柴田町が使うときにせっかく使ってもちょっとたつともう管理をしなくて、せっかく植えた花がだめになってだれも関心を持たない。ちょっとこの点、今回は特に震災絡みの例えばこういう失業した人絡みのいろんな臨時雇用というのはあるんでしょうけれども、何か使い方を考えるべきだということと、その後の管理ですよ。せっかくきれいな花を例えば植えたりしても、半年か1年たったらもう忘れたかのように……。質問の趣旨わかったと思うんですけども、それが4点目です。

5点目は、42ページ、備品購入ということで、集会所などに備品を備えるとか、防災無線機とか一般質問等でありました。私がここでお聞きしたいのは、これも我々議員とか住民とか、あと区長会なんかでも出た要望に基づいての措置だと思うんですが、一般質問で総務課長が区長会で出たいろんな内容を後日資料として出すと言ったんですか。報告するとかあったんですけども、それはいつなんでしょう。我々議員からすると、今回、6月定例会終わって、また常任委員会いろいろやるんですけども、その区長会の内容をまとめたものをいつこちらに、私どもに出していただけるのかお聞きしたいと思います。

最後は、44ページ、一番最後に復旧工事設計委託料、1,320万とありますが、これはどうなんでしょう。学校関係の改修等も22年から23年度に繰り越しされた。今度の復旧とかで私からすると役場の担当課の特に専門家の方たちの処理能力というか、どうなんでしょうか。負担というか。場合によっては、この委託料という意味が、ちょっと私わかりにくいのは、外部の専門家にそういう本来役場がやることも委託するのか、これは丸々大体国の査定も終わるので、具体的に工事するための委託というのか、私がお聞きしたいのは、場合によっては外部にいろいろ委託することも考えてはどうかということなんですが、そういう考えがあるかどうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 財産管理費の中の1,000万になります。議員見つけましたように、これは国県支出金1,000万円、重点分野雇用創出の財源を充てます。考え方としては、被災地

の雇用、いわゆる新規雇用と被災地に対する救援業務に対する、その団体に対する委託事業というふうになります。この団体は、「ギブユアハンド」といういわゆる民間ボランティア団体なのですが、これはいわゆる公のチャンネルとは別に、本当の民間のボランティアのチャンネルの中で支援をやっている団体です。簡単に言いますと、被災地、今石巻から亙理までの被災地に自分たちで飛び込んでいって、これから新しく生活する、いわゆる仮設とかアパートとかに入る方になると思いますけれども、そのために必要なものがどんなものが必要かということ聞き取りして、その聞き取ったものをそろえるために、東京に本部があります、東京と関西にもあるんですが、そこで支援者を募りまして物をこちらに運んでそこに渡していくと。ただ、公と違うのは、スピードが命ですので、公ですと100人いれば100個集まるまで何もしないというふうになるんですけれども、ここは民間ですので、もうできるものからすべて支援をしていくという組織になります。ただ、民間ボランティア団体ですので、委託事業の相手方にはなりません。仙南法人会の後援をいただいていたんですが、たまたまこれをやっているのが、いいことなのでお話ししますが、町にある呉服屋さん「二幸」さんの若い方たちだったんです。その二幸さんの方が自分の会社の社会貢献事業の一環としてこの事業を引き受けることができるということになりまして、委託先については二幸さんの法人格でもって、業務についてはこのギブユアハンドという業務を運営していくと。一番大事な来年3月31日までの区切りですので、ちょうど一番いい時期にこの支援ができるというふうに考えまして、町も、まあ町のお金は使っていないんですが、そのつなぎの応援をいたしました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次、農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 太陽の村に今入所しております磯地区の皆さんですけれども、予定では7月15日ごろ仮設住宅建設中で完成ということで、山元町の方から磯地区の皆さんは説明を受けているということです。磯地区の皆さんは1カ所に集団で仮設に入りたいということで、場所は山元のゴルフ場ですか。山の奥なんですけれども、新地町との境あたりに今建設中でございます。予定では15日ということなんですけれども、工事、この雨の条件によりまして、もしかしたらずれ込むということで、お話では7月いっぱいぐらいで退所できるという見通しでいろいろ今区長さんを筆頭にその準備をしているという状況でございます。もしかしたら8月までずれ込む可能性があるということですので、町としましては7月いっぱい退所してくださいということではなくて、あちらで随時仮設住宅に入居できるまで対応したいというふうに考えております。予算につきましては、今回補正したのは、当初2カ

月分ほど計上していたわけですが、4、5、6、7、8までの入居しているということとで補正させていただいております。

○議長（我妻弘国君） 次、応急住宅設置事業、79万8,000円。福祉課長ですか。

○福祉課長（駒板公一君） お答えします。

応急住宅設置事業費79万8,000円でございますが、これについては県営住宅の町借り上げによる仮設住宅でございます。県営住宅の改修費でございます、今回2戸の経費を見ております。内容ですが、県営住宅、空き部屋が出た分を町で借り上げて、今回2戸借り上げるんですが、カーテン、照明、エアコン、ふろ、ガスコンロ等の改修を行いまして、仮設住宅として充てていくということでございます。

○議長（我妻弘国君） 次、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 40ページの商工振興費の委託料でございますが、商店街活性化事業委託料で1,050万円でございます。これも重点分野の資金ということで、財源は国県支出金というふうな形でございます。これは、町内に八つの商店街がございます。槻木、船岡を含めると8カ所になるんですけれども、買い物マップをつくりながらこの商店街の活性化を図ろうというふうなことで、実はこの委託先は商工会に委託をいたしまして、各商店街の方々とお話し合いをしながら、町民の方々に買い物マップなんかをつくりながらPRをしていきたいというふうなことで委託を考えてございました。

それから、観光整備費でございますけれども、観光地等整備事業委託料、これも1,050万でございますが、これも重点分野を活用させていただいて予算計上させていただいております。これは、先ほどございました城址公園でございますけれども、当然、施設の維持管理、清掃が伴ってまいりますので、そういった通年を通して観光客にきれいな公園を見ていただくということをお願いするというふうなことで、シルバー人材センターを予定してございます。委託というふうな考え方でございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次、都市建設課長。

○都市建設課（大久保政一君） 公園の維持管理かと思えます。

これにつきましては、当初予算で公園の草刈り、あるいは樹木等の管理委託料ということで、22年度より増額で新年度当初計上しておりますので、今後とも適切に管理をしていきたいとこのように思います。

○議長（我妻弘国君） 次、区長会の、総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 42ページの備品関係でございますが、これにつきましては42行政区

長からの要望を取りまとめまして、全体的な共通事項というようなことでこの5点、今回措置をしたいというふうに考えてございます。また、区からのいわゆる自主防災活動ということでの報告は全行政区から上がってございます。これについては当然議会の方にも報告申し上げますが、今回の報告につきましてはこの自主防災組織というばかりではなくて、いわゆる町全体のいわゆる防災にかかわる総括的なものが完了した時点で議会の方には報告したいというふうに考えてございます。それで、まだまだ対策支援等の施策が今施されておりますので、これらがめどがついた時点で議会にそれらを総括的に報告するということとなりますので、もう少し先になるというふうになってございます。（「いつごろになりますか」の声あり）

災害対策の支援のめどがつき次第、ついた時点でこれらを踏まえた総括ができるというふうに考えてございますので、その時期についてはもう少し先になるのではないかとこのように思っております。

○議長（我妻弘国君） 次、復旧工事設計委託料、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） これにつきましては、その後の余震で増派しております。要は、災害がふえております。今回、その関係で補正をお願いしたいとこのように思っております。

査定につきまして、ちょっと今現状をお話しさせていただきますと、当初国庫補助ということで5,620万ほど4月の臨時議会で計上しておりました。最終的には、今、35カ所で大体1億5,000万近くになっております。ですから、大体最終的には50カ所ぐらい査定で何とか道路の陥没等を何とか査定を受けたいと思いますので、ある程度額が確定した段階で財源内訳等補正をさせていただきたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目の国から1,000万ということだったんですけども、こういう制度というんでしょうか、あるということを私も町内のあるボランティア団体に入っていましたけれども、それで義援金を送るとか自分なりの支援物資を送るとかしていましたけれども、こういうやり方があるというのをちょっとわからなかったんですけども、そういう意味ではまず国とかがこういう1,000万とか出す基準というのがどういうものだったか。基準というのをちょっとお教え願いたいと。例えば、法人格というのが例えばNPOとかでなくても、何かさっきは町内の呉服屋さんの二幸さんの社員の方が直接いろいろやって法人格はどうこうだというご説明ありましたけれども、そういうときは法人格はどうかということもお

聞きしたい。一番あれなのは、テレビなんかでも長く支援を続けましょうという意味では、私はこういった制度などがあるとかそういうことをもっと柴田町町民にも知らせるべきではないかと思うんですけども、もう一回、その点です。

それから、4番目の質問だった城址公園のことなんですけれども、課長にちょっと私も説明悪かったけれども、あそこちゃんと名称ついていますよね。その名称が何かと。たしか町長らもう、私も説明悪かったけれども、すぐにぴんとこなかったですよ、正直言って。あそこ、今新しく全体の案内所つくったけれども、あれにもそこはもう表示がされていないと思ったんですけども、課長でしたらあそこ何……、私は憩いの広場という名称だったような、もう一度その点、課長から名称とご説明願いたいと思います。

それから、5番目、総務課長の答弁は備品と42区長から要望でまとめて、その報告については、今も進行形なものでいろいろ落ち着いたらということなんですけれども、きのうまでの一般質問ではたしか区長会の内容を知りたいということで同僚議員が質問して、じゃあその内容についてはまとめて後日報告しますとあったもので、先ほどの課長の答弁はもちろんいいんです。いろんな状況をまとめたと言うんですけども、ただ同僚議員の一般質問の中にあつた区長会の内容についてということだけで、例えば早目に出してもらえないのかお聞きしたいと思います。

それから、最後の6番目のことについては、私は学校の改修だ、今度の復旧工事だで役場の担当課の特に専門家の方たちの負担が大き過ぎないか、その方たちだけで処理できないんじゃないかと、場合によっては外注ということを行ったんですね。その点についての答弁はなかったと思うんですけども。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、1点目、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、1,000万の財源について再度申し上げます。

これは、先ほど商工課長が申し上げましたが、重点分野雇用創出事業の補助金の一つといいますか、その枠の中になります。ですから、緊急に出されたもので被災地の新たな雇用を生み出すこと、それからもう一つは被災地の復興につながるものであれば、それも必須条件ではないんですが、できればそういう事業というふうな二つの縛りがあります。継続的なものではなくて、恐らく今年度限りの雇用施策かなというふうに思っています。当然、広く住民にこういうものがありますということをやればいいんですけども、制度ができて申請までにとっても短い時間、いわゆる県の方では重点分野をずっとやってきていますので、その延長としか考えておりませんので十分な周知期間はないですし、なかなか関係課を通してそ

ういう委託を受けられる団体があるかということは、ある程度は調べたんですがなかなかいいというような状況でした。そんな中で、仙南法人会の支援を受けてギブユアハンドといういわゆる被災地のマッチングサービスなのですが、これはもう既に実績のある団体です。ただ、団体としては民間ボランティアなんですね。法人格NPOでしたら、町は委託の契約が法人格がありますのでできるんですけども、あくまでも形は民間のボランティア団体ですので、そこに事業を渡すためには、どこか親元となる法人格を立ててもらわなければいけないということがありました。そのときにこの事業を一生懸命やっていたのが、先ほど話したように二幸の若い方々であったし、二幸さんが自分のところの社会貢献事業の一つとしてこれを受け入れることができるということがありましたので、社会貢献事業の枠の中で二幸さんとの委託契約で仕事については震災復興事業を今から7カ月間ですか、やっていただくということで設定したものとなります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） ミズバショウとかアヤメとか、そういうのが水路のわきにあって、当時たしか整備をしたと思います。下にちょっと行きますと、竹林があって木の歩道がかかってという形です。ちょっと正式名称ではないんですけども、図面上にはないんですけども、たしか憩いの森、あ、憩いの広場だと思いました。ちょっとあと正式に確認しますけれども、今後とも1回整備といいますか、環境整備をしておりますので、今後とも適切に草刈り等を実施していきたいとこのように思います。

○議長（我妻弘国君） 次、総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 区長会議での内容ということでございましたが、この区長会議につきましては、震災時に2回ほど開催してございました。その後、落ち着いた段階で定例的な区長会議ということも開催してございますが、前の議員にお話ししたのは、その会議というよりも、いわゆる今回の災害を踏まえた区ないしは町への要望、区の活動ということを取りまとめて、それをまとめたものとしてご報告するという内容のものでお答えしたものでございますので、区長会の内容について議員の方にその内容がどうだということでの報告ではなくて、あくまで震災関係にかかわる総括的な内容を区長の方からもらいました。それはまとめてございます。それらも踏まえて全体的な総括ができた段階でご報告したいというふうに考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 44ページの最終、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） これにつきましては、道路災害の設計であります。先ほど

来、ちょっと申し上げておりますが、箇所がかなりふえているということもあります。それから、延長についても当然増派しているということで、その委託の増額を今回補正でお願いしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 専門家の方も負担が大変ではないかという。答弁漏れ、どうぞ。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 22年度、かなり経済対策等で交付金等で当然補正が2月ごろありましたし、繰越明許をお願いしました。今回の震災ということで、また事故繰越ということで、あと23年度の通常予算もあります。そういう意味では、当然職員に負荷もかかりますので、委託という形で今回増額をお願いしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点だけ。憩いの広場という名称ではないかということだったんですけども、船岡城址公園のいろいろな場所にどういう花を植えるというような計画が町としてあると思うんですけども、だから憩いの広場、だからこの前は草刈りしていて、逆に言うと前植えていた花なんか全然ないんですけども、あそこに新たにいろんな花とか木…、木まではどうかかわからないですけども、植える計画があるのかどうか。

それと、きのう一般質問で広沢議員が物産館のちょっと行って登ったところ、雑木林切ったところですね、つまりあれは4月でしたかね、我々議員がボランティアでごみ集めしたとき、あのときちょうど広沢議員と私が雑木林を切ったところをごみ集めしていたら下の方までごみがあるんで、これから梅雨の季節とかなってあれ大変じゃないかなという話をしていて、それできのう広沢議員がああいうふうに質問をしたんですけども、あそこはどうなんですか。新しい花を植えるとか、ちっちゃい木を植えるとか、それと土砂災害対策というのをどう考えているか。これが最後の質問です。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 憩いの広場なんですけど、前に観光協会に日下さんという方がおられてせっせとアジサイとかアヤメとか、スイセンとかニシキキリとかいう木を植えていただいて、一時期はカタクリも咲いていた時期がございまして。ところが、その後財政が厳しくて草の方が強くなりまして、なくなってしまったというのが現実でございまして。今も草刈りやっただけなんですけど、館山はどうも3回草刈らないと植物が負けてしまうような山の体質にそれだけ手を入れてこなかったということなんだろうね。ということでございまして。それで、実は21年度からふるさと雇用ということでシルバーさんが21年度から入ってお

ります。ここを誤解しないようにしていただきたいと思うんですが、21、22、ことして3年目ということ。やっとシルバーさんが入ることによってこの時期に草が刈れたと。多分、また1カ月するとまたぼうぼうになるのではないかなということ、私としてはあそこの空間は今この梅雨時にお客さんを集めるために人を呼べる花がないものですから、せっかく憩いの広場だったものですので、あそこには湿性植物園、要するに水になじむ花があるものですから、アヤメ、カキツバタ、アスチルベ等々あるものですから、ぜひ来年のこの時期に花が咲いているように、これは9月補正予算で整備をしていきたいというふうに思っております。それから、梅雨時で大変個人的に恐縮なんですが、伐採したところは旧滝口家本家の土地を安く買わせていただいたんですけれども、実は40年間、あの山放っておりましたので、クズとかツタがびっしり、実は土どめのかわりになっていて、私も最初は心配したんですが、木を切って、そしたら森林組合に聞いたら、切ったからといって根っこがすぐ枯れるわけではないと。それから、ここはツタとかクズとか根っこ張っているものですから大丈夫だというようなお話がございました。ですから、そのツタとかクズを処理した後に植栽をしないと、また見てごらんのとおり桜の枝にもツタとかクズがもうこんな太く絡まっているものですから、土壌を改良して、もちろん土どめというんですか、植栽で土どめして被害が起こらないようにしながら随時植栽をしていきたいと、そのときには私の趣味、個人的な考えでしてはなくて、全体のコーディネーターにアドバイスをもらいながら植えていきたいと、森林組合とか、造園業者さんがおりますので、あと橋本さんという花に詳しい方がおりますので、そういう方々にこの館山に合う植栽、それをぜひ計画的に植栽させていただいて、木が植われれば土砂崩れという心配はなくなるのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかにも。

ただいまから休憩いたします。

11時15分再開いたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案第4号を議題といたします。

先ほど手を挙げていただいた方、14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 14番星 吉郎です。

44ページの災害復旧費、先ほど課長に話したところでありますが、実は槻木の昔の保育所の前の民家が道路沿い、いわゆる通学路の方に傾いている。そしてまた道路に傾いているために、通学路でありますのでいつするのかなということで、みんな近隣の人たちが心配しながら聞いたところ、なかなかできないということでありまして、この災害復旧費の中に入っていないんですが、そういうふうな住居をどのようにかして取り戻すことができるのかどうか、聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 星議員の質問にお答えします。

槻木のケアホームのわきですよ。アイさん宅かと思えます。先日、息子さんが見えて、ある工務店さんの方に依頼したいということで、ごみの処理についてこちらに来たようです。その経緯もありますので、間もなく解体の方に入るのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、いいですか。

次に、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 36ページの総務管理費の中の阿武隈急行負担金です。阿武隈急行の被害の全容について詳細説明を求めます。

それから、37ページの10、交通防犯対策費の中の工事請負費、常時点灯防犯灯修繕工事とありますが、全町対象だと思うんですが、何基あるんでしょうか。

それから、38ページの一番下の保育所費、補正額はゼロで財源の組み替えなんですけど、これは何の分を組み替えたのでしょうか。

それから、39ページ、一番上、災害救助費の太陽の村への宿泊施設被災者受入負担金が出ているんですが、今太陽の村は食堂を閉店している状態ですが、経営的には受け入れて食堂は閉店してということで、どのような状況なんでしょうか。

それから、40ページの商工振興費の委託料、先ほどマップを作成するという答弁だったんですが、作成してどのように展開していくのか、お聞きします。

それから、41ページの土木費の公園緑地費の中の委託料に歴史観光サポーター育成事業委託料があるんですが、どのような形で行うんでしょうか。どのような内容の事業になるんでしょうか。

それから、その下の工事請負費で船岡城址公園道路改良工事等がありますが、詳細説明を

求めます。

以上です。

○議長（我妻弘国君） それでは、1点目、2点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、阿武隈急行の被害状況の概要をお知らせしたいと思います。

被害総額が3億8,698万円というようなことで算出されております。内容につきましては、駅等の構造物36カ所、軌道補修147カ所、電力関係168カ所、信号通信5カ所、それから停車場、車両基地100カ所、こういうようなものの相当たるというようなところで災害の復旧費が算出されております。完全復旧をことしの10月を目標に今工事に入っているというような状況です。

それから、交通防犯の常時点灯修繕工事、これについては今回379灯を予定しております。全町における設置基数が約2,900基ありますので、そのうちの約13%が該当ということになります。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 次は、子ども家庭課長。保育関係。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 御説明申し上げます。

財源内訳の変更ですけれども、これも県の重点分野雇用創出事業に該当するということで、被災地で失業した方の臨時保育士の雇用財源ということでの組み替えでございます。

○議長（我妻弘国君） 次は、農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 太陽の村の食堂関係ですけれども、震災、3月11日以降閉店ということで、今、磯地区の避難者の方々だけの宿泊ということで対応しております。4月から全面的に避難者の方々の宿泊所ということでやっております、一人5,000円ということで県の方から補助をいただくわけですけれども、余り大きい声では言えないんですけれども、4カ月で1年分の売り上げがあるということで、利益率も通常よりも非常に高いということで、4カ月で多分1年分の収益以上に見込めるという状況です。7月いっぱいでもし全員退所されれば、8月1日からいろんなこれまでの太陽の村の運営状況を一新しまして、宿泊料金の値下げとか、ふろを休館日以外は毎日300円くらいで入浴できるというようなことで、今物産協会の理事会の方でいろいろ検討しております、新たに食堂をオープンする際にはチラシ等を配布しまして、新たな再スタートということで今いろいろ考えているところでございます。営業的には、非常に、すこぶるいいということでございます。

○議長（我妻弘国君） 次は、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 40ページの商店街活性化事業の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、まず八つの商店会のPRがまだまだとれていないということと、いっぱい名物的なものはあるんですけれども、まだまだ知れ渡っていないというふうな関係がございました。どこに行けばどういうものが買えるのかというふうなものもわからないというふうなことも、いろいろ商店街の中のお話を聞きますと、そういったこともございました。桜の季節なり、菊、それから冬なんかのイルミネーションのときに、いろいろ町なかにながら人がおいでになります。そんなときにやはりそういったマップ等々をあるいは駅に置きながら広く紹介していきたいというふうなことで商工会に委託をしまして、各商店街の方々に寄っていただきながら取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 次、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、歴史観光サポーター育成事業の委託料であります。人が主役となって楽しみながら歩いて暮らせる都市空間の創出ということで、花回廊の充実を図って地域力の向上を図りたいということで、来訪者の案内、それからガイド、それから道しるべ、そういうものを委託の中で考えていきたいとこのように思います。

それから、工事請負費ですけれども、まず城址公園の道路改良工事、これにつきましては当初道路改良ということで入れていましたけれども、ブロック、クラック入っていますので、ブロック積み、それから道路の拡幅関係をまず道路改良で行いたいとこのように思います。

それから、バリアフリー工事ですけれども、これについては東側の段差解消ということで、通路ですか、その2カ所を整備したいというふうに考えております。その2カ所の補完工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問の前に阿武隈急行のことでちょっと訂正があるそうです。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 申しわけありません。

先ほど、阿武隈急行の被害総額を3億8,000万というようなことで御報告申し上げましたが、実際は4億3,000万円で外注工事を3億8,000万というようなことです。再度繰り返します。被害総額は4億3,000万円というふうな内訳になっておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。結構ですか。

次は、9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 36ページのメール配信のことなのですが、ちょっと確認ということで、このメール配信というのは緊急メールサービスということで福井県の勝山を視察したことがあったんですが、そのときと同じようなのかなという。たしか、でもあのときは月5万何ぼぐらいの費用だというふうに記憶しているんですが、当然緊急メールということで災害があったときもそうなんですが、あそこの勝山というところは山の中ということで、クマが出ますというときも「クマ出没注意」とかいうことも、いわゆる町民じゅうの生活にかかわることを流すんですというふうなことだったんですが、それと同じというふうに思っているのかということです。

それから、同じ37ページの常時点灯防犯灯なのですが、今379灯ということなのですが、今節電対策もあってということをつしあ最初言ったと思うんですが、そういった意味からいくとLEDということは考慮があるのかどうかと。以前は、まだまだ高価なものでそこまではいきませんという答弁が質問したときにあったんですが、今結構LEDが出てきているので、高くても結局長寿命化ということになってくれば間に合うのかなというふうに思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、44ページの中学校管理費の船岡中のガラス破損が何か多発していると、たしかそういうふうに聞いたんですが、防犯カメラということなのですが、これどれぐらいあってどういう状況なのかということをお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、配信メールについてお答えしたいと思います。

さきにも報告していますように、まず各課としてどのようなメールが配信できるかというのを速やかに調整したいと思います。当然、地域の情報というようなところで、先ほどのクマの情報とかそういうようなものも当然入るというように考えております。我々の方で考えているのは、月1万5,000円の範囲の中でできるシステムというようなところで今回予算を計上させていただいておりました。

それから、防犯灯のLED化についてなのですが、実は試算をしてみました。どれだけの金額がLED化に必要なかということを出したら、約1億1,000万ほどかかるということです。実際的には、LEDについては、今の明るさがまず維持できない部分もあるということなものですから、機械設置料が結構高額になるというようなところがまず問題としてあり

ます。ところが、実はきのう吉報が入りました。実は、今回の震災に伴いまして、社会貢献・地域貢献ということで、大和ハウスさんの方から福島、岩手、宮城、この3県の被災地において防犯灯のLEDを3県で3万灯提供したいというようなところの支援の相談がありました。我々の方も当然長寿命化と節電、それも兼ねて今回常時点灯も予算計上しておりますので、その活用もうまくできないかというようなことで昨日から計画の方に入っているというような次第で、将来的にはLED化を見据えた中で進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 次、教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 防犯カメラなんですけれども、船岡中学校の玄関付近に1台、赤外線防犯カメラを設置するというような内容になります。1週間程度CDの方に録画されていくというようなカメラになります。（「その内容も。カメラを使うまでに至ったその内容は」の声あり）失礼しました。まず、12月4日に3階の女子トイレのガラスが3枚壊されております。その後、12月20日、校舎2階の東側の廊下のガラスが2枚、それから部室のガラスが1枚割られております。それから、ことしに入りまして1月18日に校舎1階の職員室玄関のガラスが1枚、それから4月27日に校舎1階の生徒の昇降口のガラス16枚を割られております。合計で約51万円ぐらいの被害がございました。いずれも警察の方には届け出をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） メールについては、例えば勝山では町のホームページにQRコードがあって、それを個人の持っている携帯で読ませるとそれが登録してそれから配信されるというふうなんですけど、形としてはそういうふうになるのでしょうか。

それから、LEDについては、ぜひ進めて、そのハウスメーカーさんにも、だからといってその分を建てるといふわけにはいかないでしょうけれども、それはやっぱり効率的にいけるように。

それから、学校についてはガラスは例えば2階ということになってきたりすると、要するに学校にだれもいないときのいたずらでやるものかどうかということと、中からやるのかということでは非常に憂慮する内容だなというふうに今聞きましたけれども、以前、柴田小学校でもたしかありましたよね、こういうことが。今度は、それこそ言ったら町なかの学校でそういうことがあるということは、何がもとなのかということでは大変やっぱり深刻に考え

なくちゃいけないことなんだろうというふうに思います。人間の心理的には、物が壊れるというか、ガラスが割れたりなんかするというのは、ある意味ストレス発散にもなるんだなんていう人もいるんだそうですけれども、そういった意味ではよくその辺の対処をしていただいて、心理士なんかも学校につける、スクールカウンセラーですか、そういったこともやっ
ていながらもこういうことになる。要は、子供がやっているのか、第三者がやっているのかというの
はわからないことなんですけれども、そういった意味ではよく取り組んでいただきたいなというふう
に思います。

最初の登録の仕方だけお願いします。

○議長（我妻弘国君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 登録については、本当に簡素化したいというようなことを考えておりますので、議員提案の内容も含めて準備を今進めているところです。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑はありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 今、水戸議員とは角度が違うんですけれども、防犯カメラの件なんですけれども、これは当然犯罪ですね。この道路のそばが船岡中学校、非常に危険な入りやすいというか、これは犯罪ですから大体大人だと思うんですけれども、あそこに入りにくい、あそこは死角なんですよ。校門から入って自由に行けますよね。それから垣根ですか。どうしても死角があるというふうな環境だと思います。このリースは、リースですからある一定期間だと思いますけれども、あそこを塞ぐ方法も考えなくてはならないのかなといつも思っております。あそこの校門に随分おられますね。子供さんというか、大人というか、わからない、夜遅くまでですか。その対策ということも考える必要があるんでないかなと思います。それにつけ加えて、最近季節になりますと、暑いからだか何だかわからないんですけれども、脱ぎたがる人がふえてきたんですね。露出症なんだか、ちょっと病気なんだかわからないんですけれども、それが東船岡小学校周辺とか、たまたま警察の方が4時ぐらいまでバスで待機して警備というか防犯の対策をしているんですけれども、その辺、教育長、学校の方から連絡とかそういうのはありませんか。変質者が出ているということです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 数日前に河北新報にも記事が載っておりましたけれども、槻木小学校の1年生、これは松ヶ越でしょうか、あそこでもって変質者、下半身露出ということで、これは逮捕されたということですので、新聞記事にも載りましたから、地域の方は「あ、この人だ」と、もう紙面にも載っていますので、ああよかったなというふうにも思っているん

ですが、そういったことが実際に不審者の場合には未解決の方がはるかに多いんですよ。これまで何件もあるんですが、一度も逮捕まで進んだということはなかったんですよ。ですから、今回はある意味では少しは歯どめがかかるかなという感じは受けております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 教育長、船岡中学校の不審者侵入を防ぐような手段を考えてはどうかということについて。

○教育長（阿部次男君） あそこの正門のところであれば門扉をつけると、これは大きな門扉になろうかと思うんですが、そういうふうなことでもないとなかなか侵入は防げないのかなと思います。それも一つありますけれども、今御指摘いただきましたように垣根の部分ですね。校舎の方に向かって右側のところですか。あそこのところが密集していますので、今計画では少し剪定を入れるとか間引きするといいますか、少し明るくすると。地域住民の人からも目が届くようにして、ちょっと工夫してみようというところで今取り組んではおります。そんなところでよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 前にも防犯カメラの件で同僚議員がお話ししているんですけども、各危険箇所ではないんですけども、安全という意味から余り言いたくないんですけども、ダミーのあるんですよ、書いてあるやつ、今作動中とか。あれがかなり効くんです。これ余り言うとなんか「ああ、ダミーだから何もついていない」というから余り言いたくないんですけども、自分もつけていますけれども、やっぱりよく気にしてくれます、悪いことする人がね。そういうこと、ああ、大坂議員でしたね、そのダミーの話もしました。そういうこともやっぱりいろいろ余りお金をかけない方法でやっぱり防ぐということも必要かと思えます。だから、まさか防犯カメラは設置というのは大変ですから、その辺もそこっとならなければいい。これは要望でございます。

○議長（我妻弘国君） それでは、3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 42ページです。消防費の方の今回設置するというところで、節の18の方の中に衛星電話というのが書いてあるんですね。何年か前ですけども、やっぱり衛星電話というのがなかなか届きにくいというふうなところで、ある山合いの区長さんのところに配置したというニュースで流れたんですけども、その区長さん、「使い方、わがねんだや」というふうに言っていました。それは何年か前の話なんで、今はそういったことがないのか。それから、わざわざ衛星電話にしなきゃならない理由と、それはどこに配置するのか。

という説明をお願いいたします。

あと、それから、観光物産交流館の方にも先ほど今話題になっておりました防犯装置について検討の余地がないかということでの説明をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 1点目、危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 佐久間議員の質問にお答えいたします。

ただいまの衛星電話の関係なのですが、この衛星電話は、やはり佐久間議員おっしゃるように2系統あります。要は、静止衛星と移動する衛星と二つの方法があるらしくて、今回は静止衛星ですと途中で途切れたりそういったことがないんだそうです。そういったことを検討しております。

それから、もう一つなのですが、どこにということなのですが、今回利用する場合、県とか自衛隊関係と特に連絡が途切れたというのがいろんな面で支障を来しました。そういったことに利用するというので、本部の方に設置を予定しております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 交流館の関係でございますけれども、実は6月10日ごろだと記憶しているんですけども、外部の自動販売機が荒らされました。今もちょっと業者の方で保険は全部かかっているんですけども、ただいままだ、これから設置するというふうな内容です。

それから、交流館内部についてはセコムが入っております。今後、防犯カメラを設置するかどうかということも踏まえて、物産協会とちょっと話し合いをしてちょっと検討していきたいというふうに思っています。実は、ことし、今年の桜まつり終わった時期に、古い売店だったんですけども、そのときにも桜まつりが終わった段階で若干同じように自動販売機が壊されたということが起きていました。いろんな大きなイベントが終わった段階で何かこう自動販売機がねらわれるというふうなことがありますので、それらもちょっと物産協会といろいろ協議をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） やられてから被害が保険とかそういったもので賄えるという、それはそれでもいいんですけども、そういうことをやっぱり起こさない、未然に防ぐという対策は必要なんじゃないかなと思うんです。今、いろんなセンサーあります。ドップラーであるとか、赤外線であるとか、そういったやつを先ほどもダミーとか何かの話も出ていましたんで、いろいろな方法がありますから、ぜひ、あそこはそういうことができないんだという

ふうなイメージがつくような対策をぜひやってほしいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第5号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、公共下水道の災害復旧に係る経費を計上するものでございます。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金、公共下水道事業債の減額補正、災害復旧事業補助金、資本費平準化債及び災害復旧事業債の増額補正であります。

歳出につきましては、主に災害復旧事業費が多額になることから、公共下水道建設費の減額補正をするとともに、下水道施設災害復旧費12億5,123万4,000円を増額補正するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ10億5,669万6,000円を増額補正し、補正後の総額を26億4,922万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、49ページをお開きください。

議案第5号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。

まず、第1条であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億5,669万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,922万2,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正です。

51ページをお開きください。

第2表地方債補正です。まず、起債の追加であります。公共下水道災害復旧事業の工事費の20%を計上します。国庫補助率80%と想定し、補助残分に対し起債を充当させるものです。さらに、工事雑費として人件費、需用費等について起債対象となることから、この費用を見込み、合わせて2億4,580万円を補正するものです。

次に、起債の変更であります。災害復旧工事延長が12キロメートルを超えると想定されることから、当初予算で計上した本年度の公共下水道工事については設計費を除いて減額することとし、補正後の限度額を1億400万円とさせていただくものです。

53ページをお開きください。

歳入であります。

款3項1目1公共下水道事業補助金7,750万円の減額補正です。補助対象事業費2億5,900万円のうち、主に工事費1億5,700万円を減額することによって補助金7,750万円を減額補正するものです。

目2災害復旧事業補助金9億6,329万6,000円の増額補正であります。これは、災害復旧申請予定額の工事費12億412万1,000円に対する補助率80%を見込んだものであります。

次に、款7項1目1公共下水道事業債であります。7,490万円の減額補正です。工事費を減額することによって補助対象分8,200万、単独事業費分2,100万円をそれぞれ減額するとともに、一般会計からの繰入金を抑える観点から資本費平準化債2,810万円を増額し、あわせて7,490万円を減額するものです。

目3災害復旧事業債2億4,580万円の増額補正です。災害復旧に対する起債となります。

54ページをお開きください。

歳出です。下段の表となります。

款2項1目1公共下水道建設費1億9,483万8,000円の減額補正です。節2給料から節4共済費までは、当初5人の職員の人件費を計上していましたが、災害復旧事業に3人を振り向

けることによって、その費用を減額するものです。11需用費も同様です。13委託料は、公共下水道の測量設計委託として、当初4,100万円を見込んでおりましたが、200万円の増額をお願いするものです。15工事請負費は、災害復旧工事を先行する意味合いから単独対象工事を除き減額するものです。19負担金補助及び交付金も職員の振り向けによるものです。

55ページをお願いします。

款4項1目1並びに目2とも、それぞれ財源の組み替えです。

款5項1目1下水道施設災害復旧費ですが、12億5,123万4,000円を増額し、補正後の額を13億3,973万4,000円とするものです。公共下水道建設費からの人件費の振りかえ、節11需用費では、さらに災害復旧工事をを行うまでの緊急的なマンホール部の修繕や舗装の修繕、公共汚水枡をその修繕として修繕料2,181万5,000円の増額をお願いするものです。節15工事請負費は、おおよそ12キロメートルの災害復旧工事を見込んでおります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 平成23年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第6号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、防災対策として給水車用給水施設を新たに設置するための補正であり、資本的支出のみの補正となります。

資本的支出は、工事請負費1,050万円を増額し、補正後の予算総額は3億5,125万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、59ページをお開き願います。

議案第6号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条は、予算で定めた業務の予定量を次のように改めるもので、主要な建設改良事業を1,050万円増額補正し、2億30万2,000円に改めようとするものです。

第3条であります。予算第4条本文中、括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億2,195万3,000円を2億3,245万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金6,297万1,000円を7,347万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するものであります。

収入につきましては補正がありません。

支出であります。第1款資本的支出の既決予定額を1,050万円増額補正し、補正後の額を3億5,125万4,000円に改めようとするものです。その内訳ですが、第1項建設改良費の既決予定額を1,050万円増額補正し、補正後の額を2億173万9,000円に改めようとするものです。

64ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書で説明を申し上げます。

収入については補正がありません。

支出であります。款1項1目2水道工事費1,050万円の増額補正であります。給水車用給水施設を新たに設置するものであり、山田沢浄水場並びに船迫中学校校庭にそれぞれ1カ所を予定しております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、平成23年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第8、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

人事案件1件、専決処分2件、補正予算など4件、提案しました7議案すべてについて全会一致をもってご承認、原案可決をいただき、ありがとうございました。大河原町議会とは違ったなというふうに思っております。

今定例会は、東日本大震災後、最初の定例会ということで、一般質問を初め、多くの議員から大震災に係る対策、復旧へのご指摘、そしてご提言をいただきました。被災者への支援、復旧工事、放射能から子供たちを守る対策など、まだまだ解決しなければならない多くの課題がございますが、これらに対しましては迅速、スピードを上げて対応し、町民の皆様が一刻も早

くもとの平穏な生活がおくれるよう、なお一層気持ちを引き締めて取り組む覚悟でございます。また、柴田町の総合計画を着実に実行し、柴田町の発展に向けて施策を加速させてまいりたいというふうに思っております。

議員各位のご指導方をよろしくお願い申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これで閉会するわけですが、閉会前に上下水道課の方の議案第6号の中に訂正するところがあります。課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 大変申しわけありません。59ページです。もう一度お開きを願いたいと思います。

第3条の中に、6,297万1,000円というふうな部分で、議案書の方が6万2,971円というふうに記載がされていまして、1,000円が抜けておりました。

それから、その次の7万3,471円というふうにあるんですけども、そこも1,000円が抜けておりました、2カ所1,000円が抜けておりました。大変申しわけありません。改めて修正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 書類をしまったところで、また出してもらって訂正してもらい大変申しわけありませんでした。

以上をもって平成23年柴田町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月23日

議 長

署名議員 番

署名議員 番